平成27年 第7回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第3日)

平成27年12月9日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成27年12月9日 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議事日程の宣告

日程第3 町政に対する一般質問

日程第4 請願陳情委員会付託

日程第5 上程議案委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議事日程の宣告

日程第3 町政に対する一般質問

日程第4 請願陳情委員会付託

日程第5 上程議案委員会付託

出席議員(14名)

文君	義	鴨	三	2番	真君	<u> </u>][[白	1番
隆君		井	板	4番	雄君	睦	澤	米	3番
浩君		山	景	6番	均君		田	植	5番
出夫君	日日	砥	青	8番	苗君	早	谷	杉	7番
夫君	良	上	石	10番	教君	元	田	細	9番
三君	共	尾	亀	12番	雄君	章	田	井	11番
印郎君	伊矢		秦	14番	子君	容	壁	真	13番

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名														
局長	唯		清	視君	書記	杉	谷	元	宏君					
					書記	石	谷	麻乙	5子君					
							_							
説明のため出席した者の職氏名														
町長	坂	本	昭	文君	副町長	陶	Щ	清	孝君					
教育長	永	江	多粉	軍夫君	病院事業管理者	吉	原	賢	郎君					
総務課長	加	藤		晃君	行財政改革推進室長	Ξ	輪	祐	子君					
企画政策課長	上	Ш	元	張君	防災監	種		茂	美君					
税務課長	伊	藤		真君	町民生活課長	山	根	修	子君					
教育次長	板	持	照	明君	総務•学校教育課長	清	水	達	人君					
病院事務部長	中	前	三約	己夫君	健康福祉課長	山		俊	司君					
福祉事務所長	頼	田	光	正君	建設課長	芝	田	卓	巳君					
上下水道課長	仲	田	磨玛	里子君	産業課長	頼	田	泰	史君					

午前9時00分開議

○議長(秦 伊知郎君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(秦 伊知郎君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。 2番、三鴨義文君、3番、米澤睦雄君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長(秦 伊知郎君) 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長(秦 伊知郎君) 日程第3、前日に引き続き、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

初めに、13番、真壁容子君の質問を許します。

13番、真壁容子君。

○議員(13番 真壁 容子君) ただいまより3点にわたり質問いたします。答弁をよろしくお願いいたします。

まず第1点目、町長に戦争法(安保法制)廃止の声を上げることを求めます。9月19日、強行採決された戦争法(安保法制)は、立憲主義、平和主義をうたっている日本国憲法に違反することは明白です。戦争法に盛り込まれた戦闘地域での兵たん、戦乱が続く地域での治安活動、米軍防護の武器使用、そして集団的自衛権行使、そのどれもが憲法9条をじゅうりんして、自衛隊の海外での武力行使に道を開くものとなっています。まさしく日本の平和と国民の命を危険にさらす法律だと言わねばなりません。戦争法に対し、圧倒的多数の憲法学者、歴代の内閣法制局長官、元最高裁裁判長官を含む、かつてない広範な人々から憲法違反という批判が集中していました。このような重大な違憲立法の存続を許すならば、立憲主義、民主主義、法の支配という我が国の存立の土台が根底から覆されることになるのではないでしょうか。憲法を遵守し、町民の暮らしを守る町長として、政府に対し、今回の戦争法(安保法制)の廃止を求めていただきたいと思います。町長の所見を伺います。

2点目、法勝寺児童館計画・学童保育施設併設問題を問います。法勝寺児童館計画が子供の安心・安全をめぐって、保護者や住民に波紋を広げてきたのは周知の事実です。放課後の子供たちの居場所や動向を見た場合、旧すみれ園舎を児童館として使用するには無理があると言わざるを得ないのではないでしょうか。子供の安全を願う保護者の気持ちに寄り添い、それを確保することが行政の一番の姿勢だと考えるものです。改めて、旧すみれ園舎を法勝寺児童館とする計画を問いたいと思います。

どのような児童館活動を考えているのでしょうか。学童保育併設で、保護者や関係者から出た 陳情、嘆願書等を町長はどのように受けとめているのでしょうか。

第3点目、保育園の指定管理のあり方を問います。町立保育園の民営化、指定管理については、 平成23年度、1年間の移行期間を経て、平成24年度から始まっています。町の資料、平成2 3年2月23日に議会全協に出された資料によりますと、当時の非常勤職員の3年間の雇用期限 が来るため保育士の確保ができなく、保育の継続が困難になること、また、よい保育の継続のため職員の待遇面での改善が必要として、指定管理者に希望者全員を正職員として雇用し、身分の安定を図り、安定的な保育の継続を行っていくことを目的としていると書いています。そのため、一般的な指定管理においては目的の一つに経費の削減があるがと述べ、待遇面で改善される分は経費の増加となり、経費削減の目的に当てはまらないと説明しています。その証拠に、平成23年度にかかった保育の経費、指定管理した2園ですね、24年度と比較すれば約6,500万を超える金額の増となり、指定管理料が支払われることになってきたことも周知の事実です。保育士の給与が低いことは全国的に大きな課題です。保育士不足を招いてることは明らかなことで、待遇改善は喫緊の課題であることは否めない事実だと私たちも認識してるところです。待遇改善が指定管理制度で行うことの賛否については私たちも異論あるのですが、問題は、このことによって保育士等の待遇がどのように改善されたかということです。これまで3年度分の決算審査を議会でも行ってきましたが、町の大きな目的とした職員の待遇がどのように改善され、給与がどう改善されたのか、このことがなかなかわからないままの審査に終わっているのが現状ではないでしょうか。

資料の議会の提出も改善をこの議会でも求めたいと思うのですが、まずは、伯耆の国の指定管理料の中の人件費についての町の考え方についてお伺いし、これまで積算が明らかにならなかったことについての説明をこの場で求めたいと思います。

以降、それについて質問していきたいと思いますが、まずは、平成24年度から27年度、4年間ですね、人件費の内訳、職種、非正規・正規人数、職員給与表を求めているのですが、これは議長にお願いしたのですが、口頭で聞いただけではわかりませんので、文書での答弁をしていただくことを求めておきたいと思います。以上、後ほど質問いたします。

- ○議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- 〇町長(坂本 昭文君) 真壁議員の御質問にお答えをしてまいります。

最初に、戦争法と言っておられますけれども、安全保障法案でございますが、平和安全法制は自由民主党、公明党、日本を元気にする会、次世代の党及び新党改革の5党合意により、本年9月19日、参議院本会議において可決成立しました。同月30日に公布され、来年3月までに施行されることが想定されております。

この法制に対する見解についてですが、この法制の目的は、一層厳しさを増す日本を取り巻く 安全保障環境の中で、日本の安全を確保していくためにあらゆる事態に切れ目のない対応を可能 とし、これにより戦争を未然に防ぐ防止力を高めることだと認識をしております。外交や防衛に 関する事項については国の専管事項であります。この法案は、私たちの代表である国会において 十分な審議が尽くされ、民主的な手続により可決されました。国会が日本の安全、平和をきちっ と確保していくのにはどうしたらいいのかということについて、政治の責任を持って結論を出し たものと考えます。

政府に対しては、引き続き安保法制の丁寧な説明により国民の理解を深めるとともに、何にも増して外交努力により争いを未然に防ぐことを優先し、また、本法律の施行に当たっては、万が一の備えを万全にするだけではなく、情報開示などの透明性を高め、国会がチェックできる運用を求めたいと思います。この法制が戦争を未然に防ぐものであってもらいたいと思っております。次に、法勝寺児童館計画でございます。最初に、どのような児童館活動を考えているのかということについてお答えをいたします。

児童館は、18歳未満の全ての子供を対象に、遊びと生活の援助と地域における子育で支援を行い、子供を心身ともに健やかに育成することを目的としております。平成23年3月に児童館ガイドラインが策定されました。これは、児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すものです。これに沿って、遊びによる子供の育成、子供の居場所の提供、保護者の子育ての支援など、8項目の主な活動を通して児童館の目的に資する運営を実施してまいります。

初めに申し上げましたように、児童館は保育園や学校などとは違い、0歳から18歳までの年齢による切れ目というものがない子供集団が形成されます。異年齢での遊びも体験できることで社会のルールを学んだり、お互いを思いやる気持ちを育むこともできるとともに、子供にとって安全・安心な居場所としても機能することができる場所であり、地域における子供の健全育成にとって重要な役割を担うと考えます。地域の子供たちが自由に来館できる場ですし、元保育園であった児童福祉施設がベースとなることもあり、子供が伸び伸びと過ごせる環境としては申し分ないと思います。改修により児童館としての環境を整えることで、芝生の庭や広い遊戯室で思い切り体を動かして自由に遊んだり、図書室で本を読んだり、勉強したり、楽器の演奏や歌を歌ったり、おしゃべりしたりと、子供たちはそれぞれの思い思いに過ごすことができます。このように自由な活動ができるように環境を整え、充実した時間を過ごせるようメニューを考えていきたいと思っています。

次に、学童保育施設で保護者や関係者から出た陳情、嘆願書などをどのように受けとめている かということでございます。

本格的な児童厚生施設である児童館を専任の館長も置いて設置をするのに放課後児童クラブは

実施しません。今までどおりプラザ西伯で行うということは施策の一貫性が損なわれるものと考えたことから、児童館で学童保育も一緒に実施したいという町の方針をお示しし、議会での審議も了解いただいてまいりました。

これに対して、保護者を中心に現在のプラザでの継続実施を求める陳情書の提出をいただき、6月議会では趣旨採択という議会の御意向が示されました。議会の御意向や皆様のお気持ちを重く受けとめ、町の方針にこだわらず、柔軟な対応をしていくことといたしました。以後、子ども・子育て会議で要請のあった専門家のあり方検討委員会を設置して、3回にわたって、現場視察も含めながら専門的な見地からの御意見を聞かせていただきました。その上で、現場の指導員からの意見も参考にして、保護者が希望されているように、今までどおりプラザ西伯での実施、夏休みだけ利用する児童については児童館で実施という方針に転換いたしました。この間、議会や保護者の皆様には何かと御心配をおかけしたことをおわび申し上げます。

プラザ西伯は学校に近く、新宮谷公園もあり、地理的環境はよいと思っております。しかしながら、夏休みにプラザ西伯で過ごす子供たちの様子を専門家であるあり方検討委員会の皆さんに見ていただいたところ、現在71名の受け入れを行っておりますが、今の状況は適正ではないとの御意見をいただきました。また、現場であるひまわり学級の指導員からも、人数が多くて対応は難しいので、2つに分けることはいいと思うという声がありました。

お預かりするお子さんにとって、どのような環境がいいのかを考えますと、夏休みは朝から夕 方までの長時間を1月以上の長期間にわたって学童で過ごしますので、お子様が伸び伸びと過ご せる環境を整えることが必要だと感じ、夏休みの期間はプラザ西伯と法勝寺児童館併設学童の2 カ所で運営したいと考え、本定例会に条例改正案を提案しておりますので、御理解をいただき、 御賛同いただきますようにお願い申し上げます。

なお、附則として準備行為を条例施行の日の前においても行うことはできるとしていますが、 これは募集事務を進めなければならない時期を迎えていることからであります。

次に、保育園の指定管理のあり方を問うということでございます。

指定管理の人件費につきましては、当初、職員の昇給などを見込んだ人件費の平均額を基準にし、その単価に人数を掛けて算出しております。毎年募集により園児の人数を把握し、途中入所の園児数を加味して職員数を算出します。それに単価を掛けた金額を年度当初からの人件費として委託費に組み込んでおります。年度終了時に、保育士の人件費部分の職員数を把握し、人数に変動があった場合は精算することにしております。

また、平成24年度から27年度までの職員の内訳については次のとおりです。平成24年度、

保育士32名、調理員6名、看護師1名、合計39名、費用は1億2,480万円です。平成25年度、保育士33名、看護師1名、管理栄養士1名、調理師5名の合計40名で、費用は1億2,800万円、平成26年度は、保育士37名、看護師1名、管理栄養士1名、調理師5名の合計44名で、費用は1億4,800万円、平成27年度は、保育士37名、管理栄養士1名、調理師5名の合計43名で、費用が1億3,760万円です。職員給料表につきましては、伯耆の国に委託しておりますので、町では把握しておりません。よろしくお願いします。以上でございます。

- ○議長(秦 伊知郎君) 真壁容子君の再質問を許します。真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) まず 1 点目、町長に戦争法で廃止の声を上げてほしいということ を前回も町長にお願いをしました。そこで出てきたのが、やはり町長の立場は、国が言っている、この法律は安全を確保するためのもんだということと、2つ目には、国会で決めたことなんだと、今回は国会で民主的に決めたという言葉もついてきました。

ここですけれども、町長、先ほど述べた圧倒的多数の方々が憲法違反だと言っている。今回は、 例えば仮に憲法 9 条を変えて、自衛隊を合法化したほうがいいという方も含めて、立憲主義に反 するんだということを多くの方々が言ったわけですよね。このことについて、どう思われますか。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 防災監、種茂美君。
- ○防災監(種 茂美君) 防災監でございます。真壁議員の御質問にお答えさせていただきます。 今の現実の国際社会では、日本の平和と安全を脅かすことが実際起きております。皆さん御存 じのとおり、南シナ海の航行の自由とか法的に根拠のない形での領土が占領されたりしておりま す。また、日本を射的におさめるミサイルの配備、あっ、立憲主義か、立憲主義についてでござ いますが、これについては、前回の9月議会でも町長の話がございました。立憲主義、最高裁の 判断に委ねるという方法もあるのではないかということを前回の9月議会でも町長が申しており ました。というようなことで、私のほうはそういうふうに思っております。以上でございます。
- ○議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- 〇町長(坂本 昭文君) 町長でございます。

種君の言ったことも、防災監の言ったこともよくわかりますけれども、私は別な観点からちょっとお話をして、お答えにしたいと思いますけども、実は終戦がありまして、1946年に日本国憲法、翌年ですね、公布になり、11月3日に、47年の5月3日に施行になっております。これが日本国憲法で、憲法9条で戦争の放棄ということを、戦力の放棄ということをうたっておるわけであります。その後、1951年に日米安保条約が締結になりました。この背景なんです

けれども、実は1950年6月に朝鮮戦争が勃発をしております。そういう中で、急遽、日米安保条約ということで、アメリカの戦力を頼りに日本を防衛するというような条約ができているわけであります。これが1951年であります。それから、1954年に自衛隊法ができております。戦力を保持しないという憲法は47年に施行になっておりますけれども、1954年には自衛隊法ができて、これは完全な戦力だというように思っております。多分、自衛のための戦力の保持は憲法に違反しないという解釈をされたのではないかというように思うわけですけれども、そういう自衛隊法ができておる。そして、1956年に国連加盟になっております。国連は、個別、集団的自衛権を認めるという国連であります。そして、同時に、平和のためには役割を果たす義務を負うという、そういう国連加盟になっているわけであります。

このように、憲法、日米安保、自衛隊法、それから国連加盟、こういうものを並べてみますと、 もともと矛盾をしておるように思うわけです。こういう矛盾をした状況で、約60年、終戦から 70年ですけど、約60年、我が国は平和で、繁栄を謳歌してきたと、こういう状況になってお ります。

何が言いたいのかということですけれども、立憲主義でいくならば、日米安保条約、いわゆる 集団的自衛権、それから自衛隊、個別自衛権、憲法は戦力の保持を禁止しておりますので、まず、 ここで矛盾をするということですね。それから同時に、56年の国連加盟、これは個別、集団的 自衛権を認めて、しかも平和のために役割を果たす義務を負っておるという、そういう国連に申 請をして、4年越しで、52年から申請をして、4年越しでようやく加盟したということであり ます。ですから、ここに加盟したからには、国際法が多分優先すると思いますから、個別、集団 的自衛権は国連は認めておりますし、それから国際の平和と安全のためには義務も果たさなけれ ばいけんと、こういう義務も負っているわけでありますから、結局、立憲主義と言いながら、我 が民族は約60年の長きにわたって、そういう矛盾というものを内包しながら平和と繁栄を謳歌 してきたと、したたかに生きてきたということかもわかりませんけども、そういうことになって おります。これは歴史的な事実であります。私の考えではなしに、事実であります。

したがって、このたびの安全保障法案に立憲主義に違反しておるということなんですけども、 私は余りちょっとよくわからんとこがあります。どこまでが日本の防衛なのかというようなこと もあって、地球の裏のほうまで行きて、戦争をおっ始めるというようなことを、法案をそのまん ま解釈すればできるそうですけれども、まさかそんなことを考えておるのではないだろうという ように私は思っております。

きのう、植田議員の12月8日の開戦に合わせての御前会議のことをちょっとお話ししました

けれども、永野軍令部総長のお話をちょっと引用しましたが、軍部はもう負けるいうことがわかっておって戦争をしております。戦争か平和かといえば、もう100%平和がいいわけですけれども、戦争か平和ではなくて、戦争か植民地になるかの選択をそのときに迫られているわけです。それは、御案内のように、ABCD包囲網という包囲網にあって、石油や鉄の輸出などを全面的に禁輸されて、我が国が成り立っていかないような状況に追い込まれて、戦争するのも亡国、しないのも亡国ということを言って、結局、日本人の魂を失わないためにも戦っていけば、子孫が再起してくれるであろうということを言ったということを紹介しました。

今回の安全保障法案の中で、シーレーンというような話が出ております。そういういわゆる平和と安全ということについて、我が国は石油をとめられればお手上げになる、過去の戦争でもやったわけですから、そういう歴史の教訓に学んで、そういうことがないようにみんなと仲よくやっていかんといけんし、それからTPP交渉などでも一定の枠の中で自由に貿易ができるようにして、孤立しないようにせんといけんし、それから万一のときには、集団的な自衛権というようなことで自衛隊も一定の役割を果たさなければいけないしというぐらいに受けとめているわけです。

ですから、よくわからないというのが一番基本にありますけれども、立憲主義ということをおっしゃるのなら、もう立憲主義にとにかくこの60年間ぐらい矛盾したことでずっと来ておるというぐあいに思っております。以上です。

〇議長(秦 伊知郎君) 真壁容子君。

○議員(13番 真壁 容子君) 町長、立憲主義のことですけど、先ほど言った、私は今、町長が述べられたことは2つあったと思うんですけど、一つは立憲主義をどう見るかっていう問題と、もう一つは過去の戦争をどう見るかっていうことをやっぱり述べられたんですよね。私は、町を代表される町長として、少なくとも事実確認と立憲主義ってどうあるべきかっていうことは確認しとかないといけないかなというの思うんですけども、仮に60年間、違憲状態が続いてきたとして、そうしたら、多くの憲法学者や内閣法制局長官や裁判所長官がどうして今の時期に立憲主義に違反するということを言ってきたのか。これは集団的自衛権の問題なんですよ。個別的自衛権というのは、どこが規定しようが、やられてきたら、無防備に侵略されたりすることは本来個別的に自分を守ることあるのだっていうのは、これはもう普遍のことですよね。そんなこと認めないということはあるんですよ。ところが、集団的自衛権というのは、自分のとこ、かかわらなくて、よそへ出ていって戦争できるんだよっていうことについては、これは明らかに憲法違反だって言ってるわけですよね。

と同時に、本来は日本の国は立憲主義の国家ですから、法治国家ですから、法に基づいてやるべきところが、このような、もし憲法の中身を変えるということですね、憲法9条について、これまで歴代の法制局長官が個別的自衛権の範囲内なら許されるってきたわけなんですよ。それを今回、閣議決定だけして、国会で多数を占めた、私はとても民主的な論議で、民主的な採決、思いませんけども、そういうところで決められたことが法治国家にも反することだと多くの方々が言っていると言うんですよ。これは、私は国民の大半が思ってるし、ここにおられる方も大半がそう思ってるんじゃないかと思うんですよね。

それを60年間、今まで憲法違反してきたじゃないかって、それをどうするんだっていうのは、これは私は余りにも乱暴な言い方であるし、そういう意味では、日本の歴代の自民党政治が行ってきた政治と外交と法の解釈をどう見るのかっていう点では、これは正確な判断ではないと私は思ってるのが1つ。

もう一つは、歴史認識の問題です。戦争をするか植民地になるかの、嫌々したんだっておっしゃいますが、ここに至った1941年でしたか、きのうの開戦は、あの当時、ヨーロッパの人たちは、これで日本の終わりが始まったって言ったわけですよね。いよいよ日本が終わったと、12月8日で言われたわけですよ。なぜかっていうと、それまでに、みずからは植民地をつくろうとしてアジアに行っとったからでしょう。歴史の事実ってそうじゃないですか。それを、私は正直言って、町長が連日、どのようなところから情報を収集なさってるのかっていうのもすごく不思議なんですけれども、もうちょっと言わせていただければ、歴史の事実というのは、実際に日本が戦争に行った経過というのはそれまで12年以上もアジアに対して行っていた経過の中で行ってきたことだったということが、これは歴史の事実だと思うんですね。そのことを指摘しておいて、余りここで時間をとりたくないので、私は、結局は、町長は国会で決めたということだと言うんですけども、今の動きを紹介して次に行きたいと思うんで、私も長いこと余りやりたくないですけども、ぜひとも町長にはその考え方を、私は歴史の事実をどう見るのかという点では謙虚にこれまでの憲法学者やこれまでの方々の意見も聞きながら考えをまとめていってほしいなっていうことを言っておきます。

それと、町長は国会で民主的に決めたと言うんですよ。御存じだと思いますが、どなたかも議会で紹介されていましたが、今、多くの方々が、あるいは立憲主義に反する、平和主義に反するので、できても廃案に持っていくんだって立ち上がってるわけですよね。その中で言ってるのが、政治は読むものではなくて変えるものだっていうことです。これは、私は町長に言いたいと思うんですよね。TPPしかり、原発しかり、憲法問題しかり、国が決めたら全て正しいのか。主権

は国民にあるわけですよ。今そのことで多くの方々、立ち上がっている。これを私、ぜひ町長に一度紹介しておきたいのは、元外務省の高官の孫崎享という方が「日米開戦の正体から」っていう本を出して、その中でどういうことを言っているかというと、日米開戦の正体ということで言ってきたのは、誰がいけなかったではなくって、発言すべきことを発言できる社会を確保し、維持していくことが大事なんだって言ってるんですよ。そこで、私はぜひ町長に紹介しておきたい文があると思うんです。

- ○議長(秦 伊知郎君) 真壁議員に申します。町政の一般質問の範疇から超えようとしてますので。
- ○議員(13番 真壁 容子君) 平和を守るということは首長の大きな責任です。それで、議員と しても、その使命があると思うんですよ。これは、もうそれ以上続きませんから、一つ紹介させ てくださいね、町長。

今、多くの国民が声を上げていることです。これは朝日新聞の声欄に出た分で、多くの方々の 共感を得たっていう文章なんですね。ちょっと紹介させてください。安保法案が衆院を通過し、 耐えられない思いでいる。だが、学生さんたちが反対のデモを始めたと知ったとき、特攻隊を目 指す元予科練だった私はうれしくて涙をした。体の芯から燃える熱で涙が湯になるようだった。 おおい、特攻で死んでいった先輩、後輩たち、今こそ俺たちは生き返ったぞとむせび泣きしなが ら叫んだ。

どうしてこういうことを言ったかというと、山口県防府の通信学校で、特攻隊が敵艦に突っ込んでいくときの突入信号音を傍受し、何度も聞いた先輩予科練の最後の叫び、人間魚雷の回天、特攻隊員となった予科練もいた。私もいずれ死ぬ覚悟だった。天皇を神とする軍国で、貧しい思考力しかないままに、死ねと命じられて、爆弾もろともに敵艦に突っ込んでいった特攻隊員たち、人生には心からの笑いがあり、友情と恋があふれて咲いていることすら知らず、五体爆裂し、肉片となって恨み死にした16歳、18歳、20歳。若かった我々が生まれ変わって、デモ隊となって立ち並んでいるように感じた。学生さんたちに感謝をする。失礼しました。今のあなた方のようにこそ我々は、ごめんなさい、生きていたかったのだ……(「それは朝日新聞」と呼ぶ者あり)そう、朝日新聞の記事なんですよ。これを今、多くの学生たちが掲げて、今、声を出すときだと言ってるんです。それに応えて、政治家や政党たちが動き出したんです。野党が今、戦争法に反対する勢力が衆議院と参議院の選挙で多数を占めたら、廃止法案を可決することができる。そして、それを、閣議決定を覆すような政権ができたら、これをもとに戻すことができるのだと言って立ち上がって、選挙協力ができるのではないかということが全国津々浦々でできているん

ですよ。

私は、ぜひとも町長には、そういう意味では、今回、平和を守る立場から、こういう動きにも 敏感になっていただいて、国民の平和を守るということについては、町長は今回の安保法制にど のような見解を持つべきかということを再度お考えいただきたいということを求めておいて、次 の質問に入ります。

第2点目、法勝寺児童館計画の学童保育施設併設を問います。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 答弁させます。真壁議員、発言を中止してください。町長答弁させます。 町長、坂本昭文君。
- 〇町長(坂本 昭文君) 町長でございます。

先ほどるる話しましたけれども、私はちょっと今回のこの件については立憲主義ということでおっしゃいましたけれども、本当に過去からの先ほどの申し上げたようなことから考えて、我が 国民は立憲主義できていたのかということを疑問に思ったということであります。

それから、前回も申し上げましたけれども、もう絶対に戦争をしてはならないという、これは強い思いがございます。戦争をしないためにどうしていくのかということだろうというように理解しておりますし、それから国の専管事項でございまして、国会議員、我々の選良が決めたわけでありますから、そこに委ねるのが民主主義ではないかと思っております。

特に安倍内閣においては、この発足当初から憲法改正を掲げ、そしてこのような法案を準備して、閣議決定をして、相当な時間もあった。それから、その前には選挙もございました。そういうことを経て、堂々とやっておられて、国民もその支持をして、290ぐらいでしたか、議席を与えておるわけでありまして、そこの辺がわからんわけですよ。本当にあなたがおっしゃるようなことを国民が、皆さんがそのように考えておられるなら、多分安倍内閣は選挙で圧倒的な多数を勝利するなんてことにはならんかったのではないかと思っております。

ですから、よくわからないというのが私の気持ちですが、いずれにしましても、戦争をするような国になってはいけんというのが強い気持ちでございます。

- ○議長(秦 伊知郎君) 真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) 町長が答弁あったので、そのことで一言だけ。町長、わからないっておっしゃいましたが、もし思うのは、これは大事な……(発言する者あり)町長がせっかく答えてくれたんで言ってるんです。立憲主義でないのが、町長が今いいと思ってるのかどうか、自分に問うことじゃないですか。立憲主義かどうかわからんじゃなくって、今、私たちは立憲主義じゃない、憲法違反のところは戦ってきた国民の歴史もあるわけですよね。あなたが今やらな

くてはならないのは、立憲主義かどうかわからない、今、置かれていることが立憲主義でないとするのであれば、それをよしとするのか、自分が、どうかっていうことを私はそれを聞きたかったんですよ、人ごとじゃなくって、ということです。そのことが解決の道にいくんじゃないでしょうか。わからないじゃなくって、どういうふうに自分が行動をとればいいかということも出てくるんじゃないかということを指摘して、次に行きます。

児童館の問題ですが、私は児童館活動をどのように考えているのかお聞きしたときに、町長は 児童館るる述べられて、次に、町でも本格的な児童施設をつくったので、そこで本格的にするの に放課後児童クラブもできないのでは施策の一貫性が問われてくるのだと、こう言ったんですよ ね。

私、ここだと思うんですよ。町長、こういうこと聞いたことありませんか。署名が千数百も出た。保護者からも意見が出た。それから住民からも積極的な意見が寄せられましたよね、保育園の後の使い方について。智頭町の寺谷さんっていう町長いらっしゃいますよね。あの方が、何かの本で読んだことあるんですけど、町政を批判したり、反対してきたりする声がある、自分はそれには何か町政に対するヒントがあると思っているって、こういうふうに書いたのを見られたことがあったんですよ。これは議員にも言えることだなと思ったんですよ。

町長、せっかくの本格的な児童厚生施設をつくったと言って、本来だと、アンケートからも児童館が欲しいという声があって、本来であれば住民や保護者から歓迎されるはずの今回のすみれ保育園を児童館にするということが結果として併設問題もあって反対の声が起こったりとか来るには、どのような声があるというふうに思ってらっしゃいますか。

私はこの住民の声から批判として何を学ぶかというと、児童館の場所が悪いってことなんですよ。そうじゃないですか。児童館の場所が悪いって言ってるんですよ。だから、そういうところにつくっても、子供たちは行けないよって言ってるんですよ。行かないよじゃなく、行けないよって言ってるんじゃないでしょうか。そこでお金を使うのであれば、もう少し今、子供たちが使ってるところにお金を使ってくれと、あの署名や嘆願書が言ってるんじゃないでしょうか。

初日の議案のときに白川議員が言っておられたのは、なるほどと私、聞いてたんですけども、 長時間、夏休みに子供が児童館で過ごす。しかし、プラザは完璧でなくっても、プラザには先ほ ど言った環境が整っているんですね、ある程度の。何かというと、周辺に小学校の校庭があって、 体育館があって、図書館があるんですよ。ちょっと歩けばプールにも行ける。ここで指導員たち も安心して、この環境でできていくからって言ってるんですよ。ベストではありませんよね。と いうことは、70人に分けて、仕方なしに児童館に行くのではなくって、70人を2つに分けざ るを得ないのであれば、プラザ西伯を使えないのであれば、以前のように公民館の2階を拝借するとかしあわせの一部を借りるとかそういうことをあのアンケートは望んでるじゃなかったでしょうか。

私たちも議会も町も見ないといけないのは、あの署名や住民の声が言ってるのは、幾らいいものをつくってくれても、場所があっこでは使えないんだよと。この声について、どうでしょうか。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 町民生活課長、山根修子君。
- 〇町民生活課長(山根 修子君) 町民生活課長でございます。失礼しました。

先ほど、真壁議員のほうから、児童館の場所が悪いということをおっしゃったですけれども、子ども・子育て会議の中でも、保護者会さんとの話の中でも、児童館はどうぞつくってくださいということをおっしゃっています。その前提として、すみれ保育園の旧建物を使用するということも説明しておりますので、悪いというふうに言われたというふうには私どものほうでは認識しておりません。

それから、長時間過ごすということで、プラザのほうは環境もいいし、プールもあるし、図書館もあるということをおっしゃいました。もちろんそれはもっともだと思いますけれども、新しく児童館をつくって、そちらのほうにも環境は同じように自然の環境がたくさんあります。旧園舎のほかにも、周りにもいろんな城山公園ですとか、運動場とおっしゃるようでしたら中学校にも運動場があります。そこには歩いていけれない距離ではないと思います。それからプールですとか図書館ということでしたが、プールのほうは、うちのほうで今考えておりますのは、指導員がプールに行く子供には付き添ってプールのほう利用していただくようにと思っておりますので、そこのところは問題はなかろうかと思っております。あと、図書館ですけれども、図書館ほどたくさんの蔵書はございませんけれども、児童館のほうにも図書を充実させて、図書館と協力しながら子供たちによい、読んでいただきたい図書を定期的に入れかえながら、場合によっては貸し借りもできるようにしながらというふうに考えておりますので、そのあたりでは安心していただけるんではないかと思っております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○議員(13番 真壁 容子君) 批判の声をどう捉えてるかって聞いてる……。
- 〇議長(秦 伊知郎君) 今、答弁がありました。
- 〇議員(13番 真壁 容子君) 町長じゃないじゃない。批判の声、どう捉えてるか、町長。
- 〇議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- 〇町長(坂本 昭文君) 町長でございます。

先ほどのお話ですけれども、いわゆる長い間要望のあったものを本格的な児童厚生施設をつく

る、児童館をつくる、そういうことを提示したときと、それからそのアンケートの時期は違うということでございます。一緒にお話しになりますけれども、町長の気持ちとしては、そういう施設をつくる、本格的な施設をつくる、そして専任の館長を置いて、子ども・子育てをしっかりやりたいという思いで提示したわけであります。それに対して、アンケートではなしに署名などが出て、あっ、これは希望しておられんのだということがわかりましたね。それは児童館ではなくて、児童館で放課後児童クラブをやるということについて、これは問題があると、今のところでやってくださいというぐあいに受けとめております。真壁議員は、途中から児童館は反対みたいなことをおっしゃったように私は受けとめておりますけれども、子ども・子育て会議では異議なく児童館に賛成していただいております。

児童館の中で放課後児童クラブをやるということについて異議があったというぐあいに受けとめておる。ですから、アンケートも読ませていただきましたけれども、児童館は賛成だと。だけど、放課後児童クラブはプラザ西伯でやってほしいという声が多かったように受けとめております。ですから、ちょっと皆さんの気持ちと児童館については、あなたのほうが違うのではないかと思っております。

- ○議長(秦 伊知郎君) 真壁容子君。
- 〇議員(13番 真壁 容子君) 私の意見と住民の声、どう見るかについては、前回も同じこと言ったんですよ。どう言ったかというと、私は、そういう意味では住民の批判の声を聞きました。

児童館の条例つくるときには、私と共産党の3人、反対しましたよね。してきたんですよ。それで、児童館の場所についてはどうかっていう点については、私たち言明していません。なぜかというと、基本的な考え方は、子ども・子育て会議では児童館が必要だと言ってるけども、場所がどこにするよなんていうことを明記していないからですよ。それで、言ってみたら、子ども・子育て会議の中を見ましても、具体的な行動計画の中に、すみれ保育園を児童館とするって書いていなかったんです。私が子供たちから見た保護者のアンケートや住民から見て学んだことは、児童館が欲しいけど、そこではないっていうことなんですよ。

これは、町長、読み取れませんでしたか。中には、子供の居場所が欲しいって言ってるんですよ。子供の居場所が欲しいことと、すみれの児童館がここにしてもらっても、子供たちの行動範囲はこの周辺なんですよ。学校周辺なんですよ。そこから見たら、本格的と言いますが、これは明らかにすみれ保育園が跡があいたから、そこを使おうというので、言ってみれば、降って湧いた児童館の話じゃないですか。その証拠に、以前から児童館が必要って書いてあるけども、法勝寺地区の中学校区に必要だと言ってても、その検討すら、どこを場所にするかっていうことも一

回も聞かないまま決まってきた経過があるんですよね。そこを言ってるんですよ。

だから、私は、今、見ることは、この学童保育が併設はだめだよって言った声から何を学ぶべきかですよ。町の言い分は、施策の一貫性があるから、長期保育を持っていくっていうことなんですよ。そうではなくって、住民の声から見た場合、子供の行動範囲から見たら、児童館は行かれない場所ではないかということを言っているということですよ。そうじゃないでしょうか。そういうことを考えた場合、保護者たちの署名、何を教えてくれているかというと、そこに児童館つくっても、子供なかなか来れないよっていうことなんですよ。そこに二千数百万かけて、当初予定から見たら、子供の半分以下も使わないかもしれない児童館に二千数百万お金かけるのであれば、今、使っている子供たちの場所を直したほうがいいのではないかと、これが町長、住民の声を聞いて、柔軟に考えていく姿勢ではないでしょうか。どうですか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- 〇町長(坂本 昭文君) 町長でございます。

すみれで行うということは書いてないということを言っておられますけれども、すみれ保育園を有効活用するということはもうこの議会でもはっきり申し上げてまいりました。それから、公表しております。それから、子ども・子育て会議でも、すみれ保育園を利用して、児童館を開設するということについて、委員の皆様方の御賛同をいただいたということでございまして、多くの皆様のお気持ちは、すみれ保育園は芝を張ったりして、長い間、保育園として活用した児童厚生施設でございますから、これを有効活用して、児童館でするということについては賛成だと言っていただいているというぐあいに思っております。受けとめております。

ただ、そこで、私は、勢い余って、放課後児童クラブも一緒にやったらどうかということで言ったわけで、そのことはノーですと、プラザ西伯でお願いしますというのが多くの御意見ではないかというぐあいに私は受けとめているわけです。中には、あなたのように、あそこは児童館にはふさわしくないという方もあるかもわかりませんよ。だけど、多くの皆さんはそのようには受けとめておられんと思います。それから、児童館は中学生も来ます。それから、もちろん小学生も来るということですが、やっぱりそういうことから言っても、そんなに悪くない場所だというように思っております。

それから、児童館の建設そのものは本議会でも議決をいただいております。それから、改修についても、やれということを言っていただいておりまして、今さらそれをひっくり返す気はないということでございます。

〇議長(秦 伊知郎君) 真壁容子君。

○議員(13番 真壁 容子君) 発想が逆だと。児童館のガイドライン、平成23年に出たときに中にどう書いてあるか。子供たちの意見尊重って書いてありますよね。子供たちや使う方々の意見尊重するんだと。もし本格的な、町長、児童館を南部町の法勝寺地域につくりたい、これは児童館構想は小型児童館ですけども、とすれば、会見地区の児童館は今までのままでよかったのか、どうあるべきかっていうような構想も含めて、放課後の子供たち、どう過ごすかの中に出てくるんだったらいいと思うんですよ。今までずっと議事録見ましたけども、子育て会議等も、すみれ保育園を児童館にしたいって、最終日の一番最後の会ではなかったですか、出てきたのは。それがどうして慎重に審議して決まったと言えるのですか。

幾らやりたいって、今の答弁聞いててやっぱり思うのは、住民や法勝寺地区の方々の意見を聞く機会があったのかっていう点でも意見を聞いていらっしゃらない。そういうことを考えたときに、本当に住民が使うものであれば、よりよいものをみんなが使える場所につくっていくということが一番大事であって、今回、学童保育の方々や保護者が声上げてくれたのは、子供たちの安全・安心を願う気持ちっていうのは保護者も町も同じですよね。そういうとこから考えた場合、あの署名が何を行政や議会に訴えているかというと、やはり児童館としてはふさわしくないのではないかと、場所的に、そういうことを言っているのではないかっていうことを何回も言っているんですよ。

ここに 2,000万円のお金を投入するのであれば、ほかのとこに使ったほうがいい。町長、何度もやるというが、何回も言いますが、法勝寺のすみれ保育園を法勝寺児童館にするということについての周辺地域の住民の意見も聞いていなかったわけなんですよ。そうですよね。そういうところからきたら、行政がやることについて、私は発想が逆であって、児童館のような建物は子供の放課後の動向をよく見れば、環境整っている学校周辺に持っていくことが一番いいのではないかと。そうですよね、町長。そういうことを考えた場合、それを検討するために、住民と考えながらやればいい。今、館長、決めたのであれば、出前児童館等でもいいから、やっぱり学校周辺で、子供たちが来るようなとこで放課後子供教室をするのであれば展開していってほしい。これが保護者が願っている子供の居場所なんですよ。

そういうことを考えていただければ、町長、どうして住民から見たら、私たちから見たら、すみれ保育園の改築にこだわるのかわからへんのですよ。幾ら議会が決めたといっても、大半の人たちは学童保育へ行かなければ、なかなか児童館、人が来ないだろうと思ってるんですよ。そういうことから見たら、ぜひ私は、残念ながら言わせていただくのは、すみれ保育園を児童館にするというのは、残念ながら、念願と言いますが、降って湧いた児童館構想だと言わざるを得ない

んだと。それには、子供の動向から見て、利用したくてもできないとこに持っていくっていうことについては、やはり見直しをすべきだということを厳しく指摘しておきたいと思うんですよ。

それで、この問題の最後に、やはり町長が柔軟に考えられて、通年保育をプラザ西伯で行ったことは、本当に私はよかったなと思ってるんですよ。保護者も喜んでいますよね。ただ、夏休みに子供たちが40日間過ごすのに、本の整備とかいろいろしなくてはいけない。ありますよね。この小さい町で、あっこに本の整備をして、一体何年間この児童館って使うのかっていう問題もあると思うんですよ。今ある児童館、今ある図書館や体育館を有効に使いながら、長期の子供たちが40日間、朝から晩までプールも使用しながら指導員に負担かけないようにするにはどこがあるかって、場所あるんですよ、まだ。公民館の2階、しあわせの2階、もしかしたら学校の一部を使ってもいいかもわからない。そのこともぜひ指導員や保護者と再協議して、私は夏休みの児童館をすみれ保育園に長期の子供を持っていくということを再考していただきたいということを指摘して、次の質問に入りたいと思います。

次の質問は、保育園の指定管理のあり方です。先ほどの金額はわかりましたが、ここでお聞き します。町長、基本協定の第24条には、指定管理料の変更っていうのがあるんですよ。精算し ないといけないって書いてあるんですね。それ、御存じですね。24条、指定管理料の変更は、 子供の数によって違ってきた場合等については精算をしますというふうに書いてあるんですね。 それで、当初、1人当たり320万という数字で平成24年度の説明を私、決算のときに聞いた んですよ。町長、平成24年度、人件費が伯耆の国に対して、伯耆の国の決算書と町の決算で見 ると、512万2,266円違っているんですよ。違っているのは、町のほうがたくさん決算とし て出している。人件費だけですよ。管理費については530万たくさん出していて、結果として、 60数万ちょっと引いて、約1,000万、992万円が1年間で指定管理としては、保育園の法 人の決算から見たら、これだけの差があるんですよ。この差はどうして出てきたのか。これをど うして精算しないのか。平成25年度、人件費は191万円足りなかったそうなんですよ。これ はどうして町に求めないで、管理費が641万浮いてきたので、ここで精算して、残が444万 2,000円が伯耆の国に、町の決算より伯耆の国のほうが少ないんですよね。これをどうして精 算しないのか。基本協定から見たら精算することになっている。ちなみに時間がないので飛びま すが、基本協定の第20条では、事業報告書は町議会に公表することになっている。どうしてし てこなかったのですか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 町民生活課長、山根修子君。
- ○町民生活課長(山根 修子君) 町民生活課長でございます。

先ほどの真壁議員の人件費についての質問にお答えしていきたいと思います。

まず、年度ごとに人員を割り出しまして、それから精算をしているという実態でございますが、例えば24年度です。24年度は、2園で、見込みといたしましては207名の入所児を予定しておりました。職員の見込みとしては34名、保育士の関係だけですけれども。それに対しまして、結果は同じく207名の入所でしたので、結果としましては34人の人員が必要だということは当初の見込みどおりでございました。それから、25年度です。25年度は、見込みは201名で立てましたが、結果は199名でした。それで、職員の見込みといたしましては34名見込んでおりました。これは、人員的には少なかったんですけれども、年齢の関係で34名は必要ということでなっております。26年度につきましては、217名の見込みに対して、同じく217名の入所があっております。これは今、受け入れられる最大限の人数を受け入れたということでした。職員の見込み人数が37名として見込んでおりましたが、こちらのほうの結果も37名の結果でございました。そのほかに調理師ですとか管理栄養士というものがございまして、当初の見込みどおりの人数は必要でございました。精算と言っておりましたのが1円まで精算をするという意味で精算をするということの話をしておりません。あくまでも人数に対しての精算ということですので、見込みに対して結果が同じ人数で増減なかったということなので、精算していないのではなくて、精算しなくてもよかったということになります。以上でございます。

- ○議長(秦 伊知郎君) 町民生活課長、山根修子君。
- 〇町民生活課長(山根 修子君) 失礼しました。町民生活課長です。

なぜ公表しないのかということでしたけれども、これは恐らく失念していたのではないかと思うんですが、公表をしなければならないというふうに書いてありますので、公表しなければいけないと思います。公表させていただかないといけないと思っています。以上です。

- ○議員(13番 真壁 容子君) 課長の判断と思わないので当局の話を聞かせてください。
- ○議長(秦 伊知郎君) 答弁はされました。続いて質問してください。 真壁容子君。
- ○議員(13番 真壁 容子君) 公表するかしないかは、これは課長の判断でしてこなかったということですか。それも聞いておきますね。

もう一つは、先ほどの答弁では、私が聞いてるのは、なぜ金額が違ったの精算しないかって聞いてるんですよ。おっしゃったのは、人数に対して精算していくんだということになれば、ということになれば、例えばほかのところが、例えばどこやったかな、しあわせか、いこい荘でもいいでしょう、金額を出しました。給与をこれだけで払いますと言ったけど、その分払ってなくっ

ても人数が合うとったらいいのかっていったら、業者が、指定管理者が出してきた給料払わなく ていいってことになるじゃないですか。数字はそれ言っているんですよ。どうして同じ数字なの に、平成24年度、512万もお金が残る結果になったのかって聞いてるんですよ。

聞くのは、町長、この金額が3年間、最大の目的が職員の待遇改善だったんですから、保育士が非常勤のころと比べてどのように待遇改善なさったのか、それをお聞きしたい、金額等で。それを教えてくださいっていうのと、町長、公表するかしないかは課長の判断じゃないはずです。 基本協定にあった分をどうして公表してこなかったのか、そのこと知ってたのかっていうこともちょっと教えてください。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) 公表をするように書いてあって、公表してなかったのは、それは誤りだというように思いますし、私がそういうことを一々指図してやっているわけではないので、これはお断りをして、公表するようになっておれば公表しなければいけんというように思いますので、そのようにさせたいと思います。

それから、さっき課長が答弁しましたけれども、結局、子供さんの人数、受け付けをする人数、 それからその人数ばっかりではなして、障がい児だとか、それから年齢の区分け、そういうこと によって職員の数が異なると。調理員なんかはほとんど異ならないと思いますけれども、保育士 の数は異なるというようなことで、私が承知しておりますのは、その職員の人数に対して幾らだ ということで計算をしておるというように思っております。そういう中で、たしか10年間だっ たと思いますけれども、10年間の大ざっぱな枠を決めておいて、やり方の枠を決めておいて、 それで年ごとにその人数でやっておるというぐあいに承知しております。

○議長(秦 伊知郎君) 真壁議員に申し上げます。残り時間が少なくなってまいりました。まとめる方向で質問してください。

真壁容子君。

○議員(13番 真壁 容子君) その講釈って変で、そういうのはいいんですよ。具体的にどういうふうに待遇改善されたのかって聞いてるわけですよね。それを見るには、先ほど課長が述べられた39名で1億2,000万、40名で1億2,000万、これをどういうふうな基準で出してるのかっていうことを説明する責任があるってことなんです。なぜかというと、待遇改善のために指定管理したんですから。それを求めておくことが一つ。

それと、議長、お願いしたいんですが、この内訳が出ないことにはどのように待遇改善された かわからないんですよ。それお願いします。 それと、町長に最後にお聞きするのは、町長、伯耆の国は10年間、平均給与320万円掛ける幾らでいくって言ったんですよ。平成24年、25年は、それを根拠に積算して出された数字が出ているんですよ。ところが、26年度では違ってきました。27年度も違うんですよ。これはどのような変化があったのかということと、24年度、500何万が残ったというのは、もしかしたらこれは将来のための人件費として積むためじゃなかったんですか。そう説明なさったんですよ。そういうことが基本協定でできないことになっているんですが、どうしてそのようなことをしたのか。残っていくこのお金についての明白な答弁を求めるし、これ出なければ、資料等でも後で公開していただきたい。このことについて、いかがですか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- 〇町長(坂本 昭文君) 町長でございます。

公開できるものについては、町の手持ち資料は全て公開できるいうぐあいに思っております。 ただ、通告にありましたが、給料表出せっちゅうのがああしませだったかいな。

- ○議長(秦 伊知郎君) ありました。
- ○町長(坂本 昭文君) どのように改善されたんか、何かあったと思いますけれども、そういうところまでは私はできないと思います。それは、伯耆の国に属することだからだと思います。例えばメホスなどにも指定管理でお世話になっておりますけれども、その会社の給料表出せなんてことにちょっとならん、ならないわけであります。ですから、トータルで考えていただければ、さっきおっしゃったように、数千万円の委託料がふえておるというようなことをもって待遇改善がなされたというぐあいに御理解をいただかんといけんのではないかと思っております。

その内容については、伯耆の国に委ねたわけですから、伯耆の国の判断でやっていただくということだろうと思っておりますので、できることについてはどんどんさせていただきますけれども、できないこともあるということで、御理解いただきたいと思います。

- ○議長(秦 伊知郎君) 以上で真壁容子君の質問は終わります。
- ○議員(13番 真壁 容子君) 議長、済みません。24年、25年、26年、課長がおっしゃってくれた39名、1億2,400万、40名、1億2,800万、44名、1億4,800万、これの内訳がわかるものを出していただきたい。どういうぐあいに待遇改善されたのかってわからないので、ぜひ求めておきますので、執行部に出すように求めたいと思います。よろしくお願いします、議長。
- ○議長(秦 伊知郎君) 町長の答弁の中で、出せるものは出したいという答弁がございました。 予算決算常任委員会で審議に必要とあれば提出いたします。それ以外は提出いたしません。

○議長(秦 伊知郎君) 暫時、ここで休憩をとりたいと思います。再開は10時30分にいたします。

午前10時11分休憩

.....

午前10時30分再開

○議長(秦 伊知郎君) 再開いたします。

続いて、12番、亀尾共三君の質問を許します。

- 12番、亀尾共三君。
- ○議員(12番 亀尾 共三君) 12番、亀尾でございます。議長から質問の許可を得ましたので、いたします。
 - 9月議会で、人口の将来推計で見ると、南部町民の人口は減少と示されておりました。減少の傾向をいかに防ぐ施策を立てるのか、これが鍵ではないでしょうか。数ある中で、今議会では2点について問いますので、どうぞ答弁よろしくお願いします。
 - 一つには、町営住宅の規模と利用者の対応を聞きます。施設環境の改善について 9 月議会で質問をしました事項に対して、答弁をいただきました。いただいた答弁をもとにどのような対応をされたのか、また、新たな事項についてもお聞きしますので、よろしくお願いします。

まず、その中の一つは、旧西伯町の町営住宅施策の目的は一体何だったでしょうか。

- 2つ目、起債の償還と運営経費は交付税の対象になりますでしょうかどうでしょうか。もし対象になるということであれば、その比率、いわゆる交付率ですね、それについては幾らが試算されておるのでしょうか。
 - 3つ目は、住宅使用料だけで管理費を賄っているのでしょうか。
 - 4つ目、住宅の調査の進捗状況を聞きます。
 - 5つ目、カビ対策とその効果を聞きます。
 - 6つ目、緊急性の対応の状況はどうなってるでしょうかを聞きます。
 - 7つ目、利用者にアンケートの実施を求めることを要求します。

大きな2つ目には、子育で支援の拡大を求めてを聞きます。全国共通で、今日の子育で世代の若い人の大半は思うように賃金が上がらず、低い所得のため共働きをしながら子育でをしておられます。そのためから、家庭内での食のバランスや手づくりの安定した食事を子供に与えようと思っても、時間と家計の面からままならない、苦慮されています。そのことから、9月議会に続

いて質問します。若者の定住の促進を図る施策の一つに、子育ての充実は欠くことのできないことでないでしょうか。全国で唯一本町が実施の小学1年から3年生まで教材費の町が負担していることが保護者から喜ばれていることは誇れることであります。この施策の対象学年の引き上げと、引き続いて学校給食の無料化を求めてを聞きます。

- 一つは、小学校3年生まで教材費の町費負担実施をどのように評価されているのでしょうか。
- 2つ目、教材費の町負担の対象学年を引き上げることを求めるものですが、どうでしょうか。
- 3つ目、学校給食費の無料化をすれば、小学校、中学校、それぞれの町負担の年額は幾らでしょうか、お聞きします。
 - 4つ目、学校給食に係る経費の年額は幾らでしょうか。
- 5つ目、学校給食を食育の重要な部分と思いますが、学校現場でどのようにされているのでしょうか、お聞きします。

最後に6つ目、学校給食費の無料化を改めて求めてを聞きます。

以上、この場からの質問は終わり、答弁をいただいた後で、再質問で深めたいと思いますので、 どうぞよろしくお願いします。

- ○議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) 亀尾議員の御質問にお答えをしてまいります。

町営住宅の現状と利用者の対応についてでございます。まず、旧西伯町の町営住宅政策の目的は何であったかということでございます。町の住宅は、一部では人口維持の側面もあったと考えますが、基本的には公営住宅法に基づき整備されておりまして、どちらかというと定住政策ではなくて福祉政策によった目的だと、で、建設されたのではないかと思っております。

公営住宅法第1条に記載されているとおり、健康で文化的な生活を営める住宅を低額所得者に低廉な家賃で貸与し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としておりまして、これは旧西伯町の時代から南部町になっても変わっておりません。さらに、低額所得者の方だけではなくて、生活弱者と言われる障がいのある方、高齢者、寡婦、DV被害者などの方々にも考慮し、事業を進めております。

次に、起債の償還は交付税の対象にならないのかと、また、比率は幾らになるのかということでございますが、地方公共団体が国の補助、または交付金を受けて行う公営住宅建設事業、延命化、機能強化など及び地方公共団体が単独で行う公営住宅など建設用地の取得、造成事業が起債対象となっております。起債名称としては公営住宅建設事業債で、起債充当率は100%ですが、これに対する交付税措置はございません。

次に、住宅使用料のみで管理費を賄っているのかということでございます。町営住宅は12月1日現在、若者向け住宅を別にして、8団地、148戸がありますが、管理費は全て住宅使用料で賄っております。平成26年度の決算額で説明いたしますと、現年度分使用料収入1,765万3,285円のうち町営住宅管理事業に360万1,977円、残りは公営住宅建設事業債の償還に充てております。

次に、住宅の調査の進捗状況についてお答えします。 9月議会にて、12月中には調査を終える予定ということを回答させていただきましたが、現在の状況は、残念ながら、スケジュールどおりに進んでおりません。内部調査の確認に手間取っているところですが、議会で御説明をさせていただきましたとおり、今年度内には住宅計画を作成できるように作業を進める予定に変わりはありませんので、御理解をお願いします。

次に、カビ対策とその効果についてでございます。一部住宅において、簡易な床下の防湿工事 を実施したところですが、防湿剤を設置した床下の湿度数値は設置前と比べ低くなったのですが、 居室内の数値はそれほど低くなっていないため、効果としてはいま一つであったことから、少し 改良した対策を考え、実施したいと考えております。

なお、湿気については、床下からの湿気であったり、壁の結露からであったりと、団地ごとに その要因も違ってきております。それぞれに対応した工事が必要となってくることや多額の費用 も必要になることから、先ほど申し上げた住宅計画をしっかり立てて実施していくことが必要と 考えております。また、湿気対策やカビの対策のためには、日ごろからの換気を心がけていただ くなど、適切な管理も欠かせません。対策工事にも限度があると思いますので、御協力と御理解 をお願いいたします。

次に、緊急性の対応についてということですが、修繕に対しての緊急性の対応ということでお答えします。急な雨漏りなど屋根の修理、水道の水漏れ、ドアのふぐあい修繕など、入居されている方からの連絡があれば、早急に対応するよう心がけております。中でも、緊急度の強い雨漏りや水道、電気関係はすぐに対策をとるようにし、入居者の立場になって行動するよう指示しているところです。

最後に、利用者にアンケートの実施についてお答えします。全体計画を作成した後に、払い下げに関することでアンケートを実施する考えを持っておりますが、個別の入居状況の要望アンケートの予定はございません。各団地にかかわるようなことは行政要望としてまとめて提出してもらっておりますので、その中で対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

子育て支援の拡大を問うということでございます。これは、教育長のほうから答弁をいたしま すので、よろしくお願いします。以上でございます。

- ○議長(秦 伊知郎君) 教育長、永江多輝夫君。
- ○教育長(永江多輝夫君) 子育て支援の拡大に係る御質問にお答えをしてまいります。

まず、小学校3年生までの教材費町負担の実施をどのように評価しているのかとのお尋ねでございます。今年度より本町独自の取り組みとして、小学校3年生までの教材費並びに全学年での学級費を廃止し、町費で予算化させていただいております。教材費につきましては、1年生保護者で年1万4,000円程度、2年生、3年生では年1万2,000円程度の負担軽減につながったと考えております。昨今の若年層所得の低迷や経済格差といった社会的な状況を踏まえ、保護者がより若いと思われる低学年に絞って施策化をさせていただきました。どう評価しているのかとのことでありますが、まだ初年度でもあることからか、このことに関して声を伺うことも少なく、評価するまでには至っていないと考えております。ただ、このことが他の町村議会でも取り上げられたことを耳にしますと、義務教育に係る保護者負担のあり方や教材費決定のあり方に一石を投ずる施策であったのかもしれないと考えております。

次に、教材費町負担の対象学年の引き上げを求めるとのことでございます。教材費等の予算化につきましては、今年度当初予算において453万8,000円を計上させていただきました。御提案は、教材費の対象学年引き上げを求めるとのことでありますので、小学校での必要額を算定してみますと、4年生で約140万円、5年生では約130万円、6年生では約200万円となっており、小学校全学年に拡大したとすれば、さらに470万円の予算化が必要でございます。ちなみに、中学校では約1,000万円となってございます。

議員からは、このたびも含め幾度となく給食費の無料化についても御提言をいただいております。何でもただがいいとする考え方もあるのかもしれませんが、町の財政状況にも心を配っていただければ幸いに存じます。

当該施策の方向性につきましては、今後の社会情勢や国の動向を注視しながら適切に判断をしてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

3点目のお尋ねは、学校給食費を無料化にすれば、小学校、中学校、それぞれ町負担の年額は幾らかとのお尋ねでございます。平成26年度の給食賄い材料費の決算額は、小学校で約13万2,700食で約3,630万円、中学校では約6万3,200食の約2,050万円となっており、合計しますと約19万5,900食、5,680万円でございます。このうち、現在、既に1食当たり約21円を補助いたしておりますので、新たに小学校では約3,300万円、中学校では約2,00

0万円、合わせまして5,000万円を超える負担が生ずることとなります。

次に、学校給食費に係る経費の年額は幾らかとのことでございますが、給食費の徴収事務に係る経費をお尋ねとのことでございましたので、その額についてお答えをいたします。給食費の請求につきましては、納付書等の印刷や発送業務ということになりますが、昨年度実績で約12万3,000円、その後の滞納処理と給食費の精算業務を合わせますと、約10万2,000円となっておりますので、お尋ねの金額はおおむね20万円程度となります。

次に、学校給食は食育の重要な部分と思うが、学校現場ではどのように取り組んでいるのかとの御質問でございます。議員御指摘のように、学校給食は子供たちの食育に大きな役割を担っていると認識をいたしております。特に望ましい食習慣を身につけることは主要な柱となる指導でございます。栄養バランスや地産地消の観点から、給食の時間を活用した指導はもとより、家庭科や総合の時間を活用しまして、授業としても積極的に取り組んでいるところであります。また、平成24年度からは、保・小・中が連携して、子供みずからがつくるおにぎり給食の日に取り組むとともに、ステップアップをした弁当の日も年々充実してきております。年明けには第1回食育推進フォーラムも開催する予定でありますので、お出かけいただければ幸いでございます。

最後に、学校給食の無料化を求めるとの御意見でございます。本件につきましては、一昨年の12月、昨年の9月、本年3月、9月と過去4回にわたって同様の御提案をいただきました。その都度さまざまな角度からお答えをさせていただいたと認識いたしております。学校給食費を無料とすることは現段階では考えておりませんので、御理解いただきますよう重ねてお願い申し上げ、答弁といたします。

- ○議長(秦 伊知郎君) 亀尾共三君の再質問を許可します。亀尾共三君。
- ○議員(12番 亀尾 共三君) 答弁をいただきましたので、それぞれの答弁いただいたことにもっと深めていきたいということから、再度質問させていただきます。

まず、9月議会で住宅の今の利用状況を聞いたときに、課長から答弁で、150戸あって、利用は123戸、空き家が今21戸だということですが、その後は変動ありませんか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 建設課長、芝田卓巳君。
- ○建設課長(芝田 卓巳君) 建設課長です。
 状況は変わりはございません。
- ○議長(秦 伊知郎君) 亀尾共三君。
- 〇議員(12番 亀尾 共三君) まず、住宅施策の目的ということで答弁をいただきました。町長

の答弁では、まず、人口維持を目的とする、いろいろありますけど、その中の一つで人口維持、 それから公営住宅法によって福祉の施策も含まれているということ、それから生活の弱者、特に いわゆるこれを受けとめれば、所得の低い方も範疇に入れてっていうことだと思います。

そこで聞くんですけども、人口維持ということで、本町では、9月議会でも私、触れたんですけども、いわゆる民間活用で、そのことで民間にやっぱり活用して、町外からの入居者をふやすということが答弁をいただいたわけなんですけども、私は、それも十分、そのときも言ったんですけど、そうなんですけども、問題は、町内の中で、大変住宅の維持がなかなか難しい、持ち家ですよ、住宅の維持が非常に難しいという中で、そこで、核家族の今の状況でいくと、若い人が他の自治体で生活を営んでいるというので、仕方なしという言い方はどうかわかりません、やむを得ず若い人と一緒に暮らすということが、つまり、町人口が減るということになると思うんですよ。そういうことからいえば、先ほど課長答弁にあった21戸の空き家の状況なんですけど、恐らく手を加えなければなかなか利用ができないという状況だと思うんですが、そういうことからいえば、費用の面も関する点もあると思うんですけども、やっぱり人口の維持のためにはそういうところを積極的に手を入れて、そういう中で人口の流出を防ぐということも必要ではなかろうかと思うんですが、その点についてのお考えはどうでしょうか。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- 〇町長(坂本 昭文君) 町長でございます。

先ほど答弁しましたが、ちょっと聞き誤りをなさっておるのではないかと思います。公営住宅 法に基づいて定住施策ではなくて福祉施策、どちらかといえば福祉施策です。そこは押さえとい てください。もちろん定住施策にも寄与しているわけですけれども、公営住宅法の目的がそうい うことになっとりますから、きっと福祉施策で進めてこられたのではないかと思っております。

それから今、御提言でございますけれども、町営住宅を建てて、若者の流出を防ぐがいいのではないかということでございまして、同じような気持ちでございます。同じような気持ちで、若者住宅というものをあそこ、福成のところにも建ったわけであります。そういう需要がどんどんあれば、若者住宅をつくるというのは要請に応えることではないかとは思いますけれども、これを必ずしも行政が税金使ってせにゃいけんことでもないわけです。いわゆる今、阿賀のほうには次々と民間による住宅建設が進められております。倭でも進んできたということでございまして、そういう民間が元気出いていただくならば、そこに委ねるのも一つの施策の考え方ではないかというように思っております。

〇議長(秦 伊知郎君) 亀尾共三君。

○議員(12番 亀尾 共三君) 町長から聞き漏らしというか、聞き違いというかあったか、確かに公営住宅法に基づいて福祉の一環ということは聞きました。私の言ったのが間違ったかもしれませんけど、私もそういうぐあいに今思ってるわけであります。私は、民間活用で、民間活用というか、民間の方が積極的にやられることについては決して否定するものではありません。ただ、利用料というんですか、家賃の面からいきますと、一定のやっぱり金額が必要と思うんですけども、公営住宅のいいところは所得の低い人でも利用ができるということから私は言ってるわけです。じゃあ、みんな若い人が低所得者かという思いはありませんけども、1点は、先ほども言いましたけども、やっぱりお年寄りというんですか、年金のわずかな人でも住めなくなって、やむを得ず出なければならない状況に置かれてる方もあると思うんですけども、そういう方に対してもやはり積極的に応援していく姿がいいではなかろうかということを言ったわけです。その点について、答弁は要りませんが、ぜひ考えていただきたいということを思います。

2つ目に聞きました交付税のことなんですけども、これはわかりました。それですが、これについてはよくわかりました。

それと、いわゆる運営費なんですけども、これが使用料で賄っているかということなんですけども、これについては、私は、賄っている点については9月議会で聞いたところでは、需用費の中に修繕費も入ってるということだったんですけども、それでは足らない状況ではないかと思うんです。そういう中で、やはり一般財源からもっと入れて、本当に利用ができるような状況に、また、利用されている方が快適というのは言葉が過ぎるかもしれませんけど、やはり、ああ、いいなという状況まで引き上げていくことが必要ではなかろうかと思うんです。これを聞くのはなぜかというと、この後で聞くことに関連しますんで、そういうことで、一般財源の投入で改善すべきではないかというんですが、どうでしょうか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 建設課長、芝田卓巳君。
- ○建設課長(芝田 卓巳君) 建設課長です。

一般財源の投入をして、どんどんきれいにしていけというようなことだと理解をしましたが、 現在も十分利用できる状況で住んでいただける、そのような中ですんで、その状況からさらに過 剰にというのはあれかもしれませんけれど、必要以上にお金を投資するということも必要ないこ とかなというぐあいに思います。建物自体が古くなっておることにつきましては、町長からも答 弁をいたしましたように、全体計画を立てて、大規模なものとして考えて、計画的にやっていき たいというぐあいに思っております。以上です。

〇議長(秦 伊知郎君) 亀尾共三君。

○議員(12番 亀尾 共三君) ぜひ一般財源も投入して、生活弱者っていうんですか、その立場 の人もやっぱり利用できるような、喜んで利用できるような状況の住宅環境をつくっていただき たいということを申し述べておきます。

それから、調査の状況なんですけども、7月の段階で、先月ですね、9月議会でお聞きしましたところ、外観は7月で完了したということをおっしゃったんですけども、その中で、特に目についた点がありますでしょうか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 建設課長、芝田卓巳君。
- ○建設課長(芝田 卓巳君) 建設課長です。

特に、住宅によって、団地によって違いますが、新宮谷は全体的に古いということもありまして、腐食が特に床とかあるということ。ちょっと個別に言わせていただきますと、馬場住宅につきましては外観、外壁の劣化が激しいと。特に塗装の劣化ということ。戸構住宅につきましては、基礎の一部沈下があるとか、こちらも外壁に一部シーリング劣化ということがあるということですね。あと、菅田のほうでは、こちらも基礎に爆裂っていうですかね、ちょっとひびが入っておるということだと思います。それと、外装ですね、塗装のほうが劣化をしておるということで、大体外壁と基礎のほうが影響を受けてるという事例が団地が多いという状況です。以上です。

- ○議長(秦 伊知郎君) 亀尾共三君。
- ○議員(12番 亀尾 共三君) 今、主に床あるいは外壁が多かったですね。それから基礎の一部 も、土地ですね、地盤のこともあったんですけども、私、屋根のことはどうなんでしょうか。以 前から委員会でもあったんですけども、私以外の議員さんも、同僚議員も、屋根を、あれもう直 さんといけんわいということがあったんですけども、その部分はどうだったんでしょうか。
- 〇議長(秦 伊知郎君) 建設課長、芝田卓巳君。
- **○建設課長(芝田 卓巳君)** 議員がおっしゃられるように、屋根につきましても、セメント瓦を使っている団地が3つほどありますので、その辺につきましては直す瓦自体もなくなってきておるというところもあって、変えることを考えております。
- 〇議長(秦 伊知郎君) 亀尾共三君。
- ○議員(12番 亀尾 共三君) 私、この屋根については、私は建設関係の仕事をしてるわけではありませんけども、そのことに携わっておられる方は、屋根の部分と基礎の部分、これがやっぱり肝心だよということをいつも聞くわけなんです。私は、屋根をやっぱりきちんとせんと、利用者の中から話は聞くんですけども、雨が降った日にはやっぱり天井がぽんぽんという音がすると。これは雨漏りだと。その結果、天井にそのしみができるということ。それから、壁伝いにやっぱ

り落ちるんだなかろうか。そこからカビの発生が始まるというようなことを聞くんですが、先ほど課長の答弁ですと、屋根のことについての手だてということなんですが、これはどのようでしょうか。例えて言うと、計画としては、これ放っとけん状況だと思うんです、健康面からいっても。だから、緊急にやっぱり対応が必要だと思うんですが、どのように対応を考えておられるのか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 建設課長、芝田卓巳君。
- ○建設課長(芝田 卓巳君) 建設課長です。

町長答弁でも申しましたように、ここだけを取り上げて、その場限りの修理をするということではなく、やはり全体的な住宅の考えで、計画で、合わせて実施をしていきたいと、計画的に行いたいというぐあいに考えております。

- ○議長(秦 伊知郎君) 亀尾共三君。
- ○議員(12番 亀尾 共三君) 今の答弁を聞いて思うんですけども、結局、調査ですね、これはスケジュールどおりに、町長答弁ではなかったということだけども、年度内には終わりたいということなんですね。その中で、今、課長の答弁であったのは、計画でやるということなんですが、これは結局、全部調査が終わった段階で、これを計画をつくるということなんでしょうか。私が言いたいのは、例えて言うと、戸構住宅とか馬場住宅ありますね。棟続きですね。その棟を、全部の棟を直せと言うんだなくて、その雨漏りがあるその棟を、屋根を緊急的に手だてをする必要がないかっていうことを聞くんですが、その考えはどうなんでしょうか。
- ○議長(秦 伊知郎君) 建設課長、芝田卓巳君。
- ○建設課長(芝田 卓巳君) 建設課長です。

屋根のことについて限定して回答させていただきますと、当然雨漏り等がありましたら、その場ですぐに対応はするということで、ただ、根本的にその棟全部をそのとき全て瓦を変えるというような手法での修繕ではないというぐあいに御理解をいただきたいと思います。

- ○議長(秦 伊知郎君) 亀尾共三君。
- ○議員(12番 亀尾 共三君) やはり雨漏りは緊急課題だと思いますので、至急に、課長の答弁でいくと、例えて言うと、1つの棟であって、何世帯か入っておられますけども、その世帯であった場合には、1つの世帯であっても、やっぱり緊急に対応すべきだというぐあいに思いますが、いかがでしょうか。
- 〇議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) 町長でございます。

そのような雨漏りがあった場合には緊急に対応しておるということを今言っておりますので、 1カ所の雨漏りで全部張りかえなさいというのがどうも亀尾議員の質問の趣旨のようなんですけれども、緊急避難的なことは緊急避難的なことでやり、そのセメント瓦が、さっきも言うように、もうつくってないというようなことですから、計画を待って、全体的な中で対応するというのが話の筋ではないかと思っております。要は、雨漏りは投げておるわけではないということを御承知ください。

- ○議長(秦 伊知郎君) 亀尾共三君。
- ○議員(12番 亀尾 共三君) 雨漏りについてはわかりましたが、もう一つお聞きします。利用 者の中の方から聞きますと、シロアリの発生も見られるということなんですよ。そのことについて、課長のほうではそのような声をお聞きでしょうかっていうこと。
- ○議長(秦 伊知郎君) 建設課長、芝田卓巳君。
- ○建設課長(芝田 卓巳君) 建設課長です。

シロアリの発生につきましても、何例か住宅の入居者の方から報告はいただいておりまして、 その都度駆除するように対応はしております。

- ○議長(秦 伊知郎君) 亀尾共三君。
- ○議員(12番 亀尾 共三君) はい、わかりました。

次に、いわゆるカビ対策のことも9月議会で聞いたんですが、その後で、床下に何か手だてを したいということだったんですけども、余りその効果がよくないというようなことを聞くんです けども、根本的にこれに対する対応というもんは、専門家というんですか、その筋でたけた人の 意見なんかを聞いてやらないと、やがては、ここであったですけど、新宮谷なんかでは床が非常 に劣化、弱っているということなんですけど、その点については新たな対応というんですか、そ ういうようなことは今のところはどういうぐあいに考えておられるんでしょうか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 建設課長、芝田卓巳君。
- ○建設課長(芝田 卓巳君) 建設課長です。

住宅によりまして、申しましたように、湿気の理由っていいますか、原因は多少違ってきておりますんで、同じ手法というわけにはいかないとは思いますが、今、床下のほうに簡易的に炭、炭八っていうですかね、炭を敷き詰める方法で実施をしたわけですけど、換気口自体もちっさいということがあったりして、なかなか空気の対流自体が上手にできなかったんではないかということで、そちらのほうも専門の業者のほうとも相談をいたしまして、改善策としましては、これを、空気の層をつくると。また、換気口をちょっと広げるというような方法でまた実施をしてみ

たいというぐあいに考えておりまして、そのほかなかなかほかの方法があるのかっていうところ までは、新たな改善策についてはまだ出させてもらっておるところではありませんので、これを またさせてもらって、状況を見たいというぐあいに考えます。

- ○議長(秦 伊知郎君) 亀尾共三君。
- ○議員(12番 亀尾 共三君) このカビ対策で聞くこと忘れたんですけど、あれですか、いろんなケースがあるということなんですけど、全部というか、全てでやっぱり団地がそういう状況なんでしょうか。あるいは、ああ、そうでもないような団地というのもあるわけでしょうか。
- ○議長(秦 伊知郎君) 建設課長、芝田卓巳君。
- ○建設課長(芝田 卓巳君) 建設課長です。

全てというわけではございませんが、やはり湿気の多いところ、団地が多いというぐあいに思います。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 亀尾共三君。
- ○議員(12番 亀尾 共三君) 私は、一つは場所ですね、これが影響も大きいと思うんです。その中で、やっぱり地盤の関係もあると思うんですけども、これは根本的なことなんですので、そこまで手を入れてっていうことになると、膨大なことだと思うんですけども、少なくともカビに対する対策というものはやっぱり、先ほど言われたように、換気口だとか、あるいは換気扇ですね、炭を入れたけど余りよくなかったというような話もあったんですけども、私は、この対策も急いでいただきたいっていうぐあいに思っておるところであります。

私は、もう一つ、最後になりますけども、緊急性の対応ということはわかりました。それぞれのときに対応していく、やってるんだということなんですけども、やっぱりこれもきょう聞いて、きょうというわけにいかないと思うんですけども、速やかに対応していただくことをつけ加えておきます。

それで、最後にアンケートの実施なんですけども、これはやっぱり団地ごとのいわゆる地域と しての要望ということ、これやっぱり地域振興協議会の取りまとめの中に入れて出すということ でしょうか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 建設課長、芝田卓巳君。
- ○建設課長(芝田 卓巳君) 建設課長です。 そのとおりです。
- ○議長(秦 伊知郎君) 亀尾共三君。
- 〇議員(12番 亀尾 共三君) 私は、これ、地域振興協議会に出されるのもいいと思うんですけ

ど、その中、やっぱり精査されると思うんです。出された分は全部地域振興協議会がそのまま 1 0 0 %行政に改良というんですか、要望を出されるということはなかなか難しいんじゃないかと思うんです。やっぱり団地というのは、いわゆる大家とたな子の関係ですから、町と利用者の関係でいきますと、だから、これはやはり地域振興会だなくて、その団地ごとにストレートでやはり要望を聞いていくと、そして、それに対する回答をしていく、このことが必要だと思うんですが、ぜひやるべきだと思うんですけど、その考えはどうでしょうか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 建設課長、芝田卓巳君。
- ○建設課長(芝田 卓巳君) 建設課長です。

地域振興協議会のほうで当然各集落からの要望につきましては精査もしていただいておりまして、必要なものを上げていただいておるという、行政要望だと思っておりますが、各集落もしかりなんですが、団地にしましても、なかなかそれが妥当なものなのかどうなのかっていうところも、ある程度しっかりと見ていただく、振興協議会もそういう役割も担っていただくというか、そういうところでもありますので、当然そういう流れで上げていただくべきものだというぐあいに理解しております。ただ、窓口に区長さんが来られたときに、門前払いをするというような対応はいたしませんが、基本的な流れとしましては行政要望で上げてくださいということで対応できると、対応したいというぐあいに思っております。よろしくお願いします。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 亀尾共三君。
- ○議員(12番 亀尾 共三君) このことは、私は重要なことだと思います。繰り返しになるんですけども、町と利用者の直接なやっぱり関係がありますので、これは町長に聞くんですけど、ストレートで、これはやっぱり町が聞くと、全部がそれで要望に応えなさいというわけじゃないですけども、少なくとも声というもんは行政が直接聞くということをやるべきだと思うんですが、町長、どうでしょうか。
- ○議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- 〇町長(坂本 昭文君) 町長でございます。

さっきも課長が答弁しましたように、大家の立場から言うと、入居者の方が大家にやっていただきたいことについて直接お話をするというのは、これは普通のことだと思っておりまして、それを拒否するものではないと言っておりますので、そういうぐあいに受けとめていただければいいのではないかと思います。ただ、振興協議会は地域全体の一つの地域振興を図るというような目的もあって、重要な構成員である町営住宅の入居なさっている方も重要な構成員でありますから、振興協としては、そういう部分で御要望があれば一緒にやっていただいたほうがより効果的

だということであります。

ですから、先ほどもあったような湿気の問題だとか、あるいは屋根の雨漏りがするんだとかそういうようなことを振興協を通さんと要望が届かんというようなことではないということを申し上げておきたいと思います。

- ○議長(秦 伊知郎君) 亀尾共三君。
- ○議員(12番 亀尾 共三君) 公営住宅の問題についてはここまでなんですけども、重ねて言うんですけど、ぜひ入居者の方の声を正面から受けとめていただいて、はすかいに受けとめているなんて言う気はありませんけども、正面から受けとめて、ぜひ利用者の人に喜ばれるような公営住宅打ち立ててほしいということを願っておきます。

次に、子育ての問題についてお聞きしますので、よろしくお願いします。私は、9月議会での答弁を聞きまして、なかなか教育長のほうではその以降は今聞いてないよと、直接聞いてないということだったですけども、その後、どうでしょう。全部にというわけだないですけども、意識的にこういうのがあればどうだということを聞かれたような状況はないでしょうか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 総務・学校教育課長、清水達人君。
- ○総務・学校教育課長(清水 達人君) 総務・学校教育課長でございます。

アンケートをとったりとかそういったのではなかったんですけれども、学校でそういうふうな声を聞くという機会があるとすれば、学校の最後の学校評価のときに、そういった住民さんの声を聞くということができます。それから、町P連の協議会等がありまして、そのときにPTAのほうからの要望事項としても、教材費についての引き上げというような要望も伺うようなことはできます。今の段階の1年生から3年生までの教材費の無償化、それから学級費の小学校での無償化というのは、やはり若年層の経済的な負担っていうことを考えれば、軽減を考えれば、非常にいいように評価はしていただいているというふうに思います。

先日だったんですけど、ちょっと西伯小学校に行くことがありまして、そのときに一教員との会話の中で、この教員は松江のほうから来ている教員なんですけれども、小学校のお子さんがおられるということで、南部町の教育は大変手厚いと、なかなかこういうふうに教材費を無償化したりというところはないぞというような、そういったことも現場のほうの教員のほうからもそういうふうな声を伺っておりますので、十分評価できる内容だというふうに認識しております。以上です。

- ○議長(秦 伊知郎君) 亀尾共三君。
- 〇議員(12番 亀尾 共三君) 今、答弁いただきました。私は、誇りに持つべきで、施策だなと

いうぐあいに思います。父兄の方も、私は二、三聞いたんですけども、やっぱりママ友っていうんですか、ここのほかの自治体のお母さんと話すことがあって、実はこうなんだよと言うと、いいなという声が何人か聞いたということ、私、何人か耳にいたしました。これも一つは、町長がいつも言われるように、若年層の人口流入に大きなやっぱりメリットの一つになるんじゃないかと思います。ただ、これだけで、じゃあ、南部町を選定するかということにはなかなかならんかもしらんけど、しかし、これも、子育てに対してはそれだけのやっぱり目を向けているという大きなポイントだというぐあいに思います。

そこで、学年の引き上げについてなんですけども、私は、今聞きましたら、教育長の答弁であったんですけども、4年から6年までやるとすると、総額で、私が聞いたのは450万と言われたんじゃないかと思うんですけど、それで間違いないでしょうか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 総務·学校教育課長、清水達人君。
- ○総務・学校教育課長(清水 達人君) 総務・学校教育課長です。
 先ほどの質問ですけど、470万だと思います。
- ○議長(秦 伊知郎君) 亀尾共三君。
- ○議員(12番 亀尾 共三君) 私は、どうでしょうか、470万、これを出せない金額ではないんじゃないかと思うんです。だって、71億からの総予算でしょう、一般財源。私は、この中から言えば、これ、それはね、不評を買うような施策なら、何じゃこりゃっていうことになるんですが、しかし、喜ばれることになれば、積極的にやっぱり取り上げていくこと、このことではないでしょうか。だって、よその自治体から見ればうらやましがられるようなこの施策でしょう。470万、どうでしょうか。私は、ぜひ捻出すべきだと思うんです。9月のときも言ったんですけども、だって、あの工業団地の駐車場も相差があんだけ出たでしょう。今回は、消防関係の機械、器具でもかなりの相差が出たでしょう。そういう点から言えば、年度末にならんとわからんですけども、470万をここで英断するつもりはありませんでしょうか。財政のほうどうですか、町長、行政側。
- ○議長(秦 伊知郎君) 教育長、永江多輝夫君。
- ○教育長(永江多輝夫君) 教育長でございます。

大変、ある面答えにくい質問かなというぐあいに思っておりますが、給食費と違いまして、多 少性格は異なる教材費とかいうことだろうというぐあいに私、一つには思っております。私の、 もちろん年度の上げることは悪いことではそれはないというぐあいに思っています。悪いことで はないけれども、2つ、私の中で、その前にクリアをしたいということがあっておりまして、一 つには、やはり教材費は本当にほとんどの方にお支払いいただいております、学校が請求するもんですから。とはいえ、できるだけ生活が少ししんどいなという方のところへしっかりとお手伝いができる、例えば要保護、準要保護の生徒、あの中では認定されますと教材費等、私どものほうで出していただいておりますので、そのあたりのところを並行して整理をするっていうか、見直しをしてみたいなというぐあいには思っております。幾らでも財政が豊かならどんどんどんどんっていうところもあろうと思いますけれども、そういうことを少しやりながら、できるだけ必要なところに税金を使わせていただくということの努力をせないけんなというぐあいに思ってます。

それからもう一つは、実は教材費の、前に申し上げたかもしれませんけれども、幾ら、どれだけの教材を使うかっていうことについては、実際、学校の内部だけで実は決めているという実態がございます。やはりどういう教材が必要で、あるいはどういう教材を今年度使って、こういうしっかりとした学習ができたっていうことをやはりお支払いをいただいております保護者の皆さん方にきちっとお返しをするとか選定の段階で保護者の皆さんに御理解をいただく、そういうような教材費の額を決定をする、教材を決定するまでの過程をもう少し僕はオープンにせないけんでないのかないう気がしております。保護者の皆さんの代表にもお入りいただくとか、あるいは私ども教育委員会の職員も中に入って、その教材についてしっかりと議論をして、そうしたらこの教材を使いましょう、そして、そうしたらその金額は幾らですよ、こういうところもやはり少し手を入れていきたいなというぐあいに思っています。教材費を無償化する話と少し違うかもしれませんけれども、そういうことについても決定をしていかないけんだないかなという、そういう問題意識を持っております。お答えにならなかったかもしれませんけれども、よろしくお願いします。

- ○議長(秦 伊知郎君) 亀尾共三君。
- ○議員(12番 亀尾 共三君) なかなかちょっとかみ合ってなかったような感じがします。私、実は以前この業者としてのかかわりもあったんですけども、見本を持っていきまして、教材の、それを学年の担任の先生が、複数学級がありますから、そこで相談されて、じゃあ、これがいいだろうということで選択されていたというぐあいに記憶しております。私は、100%この教材で事足りる、これがいいんだということはなかなか難しいと思います。A社の分はここがいいが、B社の分はここもいいよというので、難しい面もあると思うんですけど、そこはやっぱり専門家ですから、学校の先生は、そこにやっぱり選んでもらうことについてで、成果がどうであったかということもきちんと出すということも必要かもしれませんけど、少なくとも学力向上のために

やっぱりこれを採用して、これやっぱり授業に使いたいんだという状況で選ばれたもんだと思うんです。そういうことに貴重なもんですから、教育長からいろいろ聞きたんですけども、金額的に膨大な金額なら別ですけども、470万ですよ。これぜひやるべきだと思うんですが、行政側としてはどうでしょうか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- 〇町長(坂本 昭文君) 町長でございます。

今、教育長のお話聞いとって、なるほどなと思って、つくづく専門家としての意見というもの も大事なもんだなと思って聞かせていただきました。

これは全く関係のない話かもわかりませんけれども、ちょっと恥話を申し上げたいと思います。 実はうちに小学校1年生の孫がおりまして、自宅から、うちから、入蔵から通っておりますけれ ども、挨拶に関してであります。いわゆる振興協議会が1週間に一回だけ、入蔵からバス停まで バスを出していただくわけです。ボランティアで運営されておる。そのバスの運転手さんにちゃ んと挨拶せんといけんぞと、こういう挨拶をせんといけんよということを言いましたところ、本 当恥ずかしい話ですが、だって定期券がああもんいって言いました。(サイレン吹鳴)定期券が あるので、当たり前だという考え方であります。そうではないということを懇々と、しつこく言 って聞かせたわけですけれども、子供は、どうも金を払っているのだから文句はないだろうとい うような認識に陥りがちのようであります。何でもかんでも無料がいい、ただがいいというよう なことはやっぱりよろしくないなというぐあいに思うわけです。金さえ払っておればいいのでは ないかとかいうようなことで、我が家の恥話なんですけれども、そういうことを感じました。つ い最近のことなんです。やっぱり保護者にしても誰にしても、所得に応じて、あるいはルールに 従って一定の負担をして、あるいは子供の教育の義務を果たすとか権利を行使するとかこういう ことは当たり前の話でありまして、何でも無料がいいということには私はならんのではないかと いうように思っております。

それから、この施策をやって、正直なところ、一体全体少子化対策にどれだけ効果があるのかということはまだ検証されておりません。喜んでいただいているだろうなとは思いますけれども、やっぱり投資したものと効果というものも見んといけんなと。というのは、パッケージで少子化対策、ぽんと26年度に打ち出しましたので、それだけの効果が本当に上がっているのかどうなのか、その問題に限らずですけれども、いろいろ見て、いいものはどんどん伸ばしていけばいいのではないかと思いますけれども、ないもんについては、これはやめないけんということであります。そういうことも、もうしばらく時間もいただいて進めたほうがいいのではないかと思って

おります。

- ○議長(秦 伊知郎君) 亀尾共三君。
- ○議員(12番 亀尾 共三君) 今、町長から少子化について、どんだけ効果があったのかということの検証をしてみる必要があるということだったんですけども、改めて聞くんですけど、じゃあ、何点か少子化対策として出されてるんですが、それやっぱり年度ごとに検証されるという考えなんでしょうか。
- ○議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) 当初の計画で、たしか3年の期間この施策をやりますということで、パッケージでいろんなものをまとめて提案させていただいたと思っております。ですから、一応3年をめどに、どの程度の効果があったのかということはまた調査して、分析して、議会にもまた御報告し、いいものについては延ばしていく、悪いものについてはやめるというようなことは当然のことだろうと思っております。
- ○議長(秦 伊知郎君) 亀尾共三君。
- ○議員(12番 亀尾 共三君) 3年間の経過を見てということをおっしゃったんですけども、私は、特にこの少子化についてどうなのかということを検証すること、これもちろん必要です。ただ、私は、教材費なんかについては一体どうだったのかという検証なんか非常に難しいと思うんですよ。私は、先ほどから何回もこれ繰り返しになるんですけども、仮に3年後、効果がなかったなという結果が、私は出ないと思うんですが、出たとしても、年間で470万が何でつけられないのか。私は非常に不思議なんですよ。子供たちの、そして若年の子育ての世代の人に、それだけ貢献するというんですか、喜ばれることの施策なら、私は470万のお金は決して無駄な金だと思いません。私は、ぜひこのことに取り組んでいただきたいということ、間もなく、間もなくと、もう既に取りかかっておられると思うんですけども、予算立てですね、28年度の予算立てにももう入っておられるかと思うんです、検討に。ぜひこれをやっぱり入れてほしい。このことを思うことを強く申し上げておきます。

それから、給食費の無料化についてなんですけども、これは何回も、今回で5回目ですね、5回とも、先ほども考えが今のところないということなんですけども、ちょっと確認なんですが、仮に国あるいは県のほうで、全額じゃないんですけど、何割かの補助、助成するということができたら、南部町もその方針に沿って、これについて実現したいというような考えがお持ちなのかどうかいうことも聞きます。

〇議長(秦 伊知郎君) 教育長、永江多輝夫君。

○教育長(永江多輝夫君) 教育長でございます。

確認したいと思いますけれども、給食費の例えば1食単価について、国あるいは県が半額出してやるよって言ったときに、それは南部町は乗るのか乗らないのかという話でございますでしょうか。当然そこのところは乗りたいなというぐあいに思っております。

- ○議長(秦 伊知郎君) 亀尾共三君。
- ○議員(12番 亀尾 共三君) 非常に希望の答弁をいただきました。ありがとうございます。ぜ ひ私ども、国や県のほうで、このことを要望を今回も出したいというぐあいに思っておりますの で、それが県のほう、あるいは国のほうで認めたということになれば、ぜひそれに乗っていただ きたいことを、先ほどそういうことがあればっていうことでしたので、実現の方向になってほし いなっていうぐあいに思います。

それからもう一つあったんですけども、食育については、学校現場で、例えて言うと、いろんな時間、ほかの教科の時間のところでも触れてるということを答弁いただいたんですけども、この食育について、特別にその時間を設けてやられるというようなことをしておられるのか、現実としてどうなのかということをお聞きします。

- ○議長(秦 伊知郎君) 総務・学校教育課長、清水達人君。
- ○総務・学校教育課長(清水 達人君) 総務・学校教育課長です。

特別な時間を設けてということですけれども、学校行事として給食週間というのがありますので、その給食週間の合間には交流給食を深めたりですとか、それから給食の栄養士による栄養に関するような学習を組んだりですとかそういうふうなメニューで行っている場合があります。

最近は、西伯校区も会見校区もなんですけれども、栄養士のほうが給食時間に各教室を回って、 きょうの給食についての話ですとか、そんなに何時間もというわけにはいきませんので、本当に ショートの10分程度、計画的に全部の教室が回れるようにということで、食育、栄養に関する そういったのを学習していく場というのを考えて、設けております。以上でございます。

○議長(秦 伊知郎君) 亀尾議員に申し上げます。残り時間が少なくなってまいりました。まとめる方向で質問をしていただきますようにお願いいたします。

亀尾共三君。

○議員(12番 亀尾 共三君) 今、家庭では、私も外孫がいるんですけども、学校給食ではどうも完食というんですか、出されたもんは食べてるようです。ところが、家に帰ると、やっぱり偏食があるわけなんですよ。それを特に、中学校もそうですけど、小学校、やっぱり基礎的な体をつくっていく大きな位置を占めてると思います。そういう中で、やはり食育というものを、これ

を食べんと、バランスよく食べないとやはり体に影響するというようなこと、特に男の子なんかはスポーツのほうは興味があるようですから、いろんな競技やるにはやっぱり頑丈な体、私のように小型では無理だよということを常に言うんですけども、そういうことで、食育ということについて、十分やっぱり、今、聞いたら、栄養士さんが給食時間にそういうことを時間を考えながらやっておられるということについて、安心しましたところです。

もう一つは、地産地消のことなんですけども、実はTPPが大筋合意したということがありましたね。これ、今、地産地消ということがこれをやられると非常に影響するんだなかろうかということを給食会のほう、全国のですよ、ことで心配されております。私は、やはり地消地産ということをきちんと位置づけてやっていくこと、このことが地域の、やがては農業の発展になる大きな要因だと思います。そういうことから、地産地消ということについて、食材のほうですね、やっぱり十分にパーセンテージ、率を高めていくということをぜひ行政のほうでも進めていきたいというぐあいに感じておりますので、その点にも十分考えていただいて、教育界のほうで、現場のほうにも強くそのことを要望されていただきたいと思います。

最後になりますが、来年度の予算に向けて、先ほど申し上げたようなことをぜひ実現するよう にお願いして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長(秦 伊知郎君) 以上で、12番、亀尾共三君の質問を終わります。

これをもちまして、通告のありました一般質問は終わりました。

これにて一般質問を終結いたします。

日程第4 請願陳情委員会付託

○議長(秦 伊知郎君) 日程第4、請願陳情委員会付託を行います。

11月19日に開催いたしました議会運営委員会までに受理した請願、陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

お諮りいたします。お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、常任委員会に審査を付託することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) 御異議なしと認めます。よって、配付の請願・陳情文書表のとおり付託 されました。

日程第5 上程議案委員会付託

○議長(秦 伊知郎君) 日程第5、上程議案委員会付託を行います。

お諮りいたします。上程議案につきましては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付 しております議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託したいと思います。これに御異議 ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(秦 伊知郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、予算決算常任委員会に付託いたします。
- ○議長(秦 伊知郎君) 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。 これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といた します。

明日10日からは常任委員会を持っていただき、御審議をよろしくお願いいたします。 以上で終わります。御苦労さんでした。

午前11時44分散会